日中サービス支援型共同生活援助に係る評価について

今回の第４回自立支援協議会にて、「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の評価結果の承認」をお願いいたします。

別紙１と別紙２もあわせてご確認ください。

〇いままでの経緯

日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の提供にあたっては、地域住民との連携および協力を行うなどの地域との交流を図らなければならず、また地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的（年 1 回以上）に事業実施状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとされています（**※**基準省令第 213 条の 10)。

本市における日中サービス支援型共同生活援助の評価 については、第２回協議会（R7.8.7 開催）において、以下の評価方法で実施することが承認されています。

【評価方法】

①評価に関する協議の場は、「入間市障害者自立支援協議会運営会議」（以下、運営会議）で行う。

・評価者は、入間市障害者自立支援協議会会長、副会長、地域生活支援部会長、こども部会長、委託相談支援事業所相談支援専門員、基幹相談支援センター職員、その他構成員が指名するものとする。

・事業者は、事前に資料を提出し、運営会議に出席して事業の説明、報告を行う。

②運営会議での評価結果を入間市障害者自立支援協議会（以下、協議会）に諮り、協議会の承認を得ることで最終評価とする。

③協議会での承認後、評価結果を事業者に通知する。

④埼玉県障害者自立支援協議会へ評価結果の報告を行う。

⑤必要に応じて、相談支援事業者連絡会等にて評価結果を共有する。

第３回運営会議（R7.10.24 開催）において、事業者からの事業実施状況等の報告を受け、別紙のとおり評価をまとめました。**（別紙１）**

この評価結果をもって、協議会の承認を得て、事業者へ評価結果を通知します。**（別紙２）**

また、埼玉県障害者自立支援協議会へ評価結果の報告を行います。